

製品安全データシート

作成日：2024. 5. 1

1. 化学物質等及び会社情報

化学品の名称	洗剤のエース L-3
会社名	株式会社キアン
住所	〒730-0801 広島市中区寺町6-15 上森ビル2F
電話番号	082-207-2380
FAX 番号	082-207-2382
緊急連絡電話番号	082-207-2380

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

健康有害性	急性毒性（経口）	区分4
	急性毒性（吸入：粉じん、ミスト）	区分4
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分1
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分2（神経系）
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分3（気道刺激性）
	環境に対する有害性	水生環境有害性（急性）
水生環境有害性（長期間）		区分2
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。		

GHS ラベル要素

絵表示



注意喚起語

危険

危険有害性情報

H314 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷
H302+H332 飲み込んだり、吸入したりすると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眼気又はめまいのおそれ
H400 水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策

ミストを吸入しないこと。(P260)

粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)
 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
 容器を密閉しておくこと。(P233)
 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
 直ちに医師に連絡すること。(P310)
 特別な処置が必要である。(P321)
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。(P308+P313)
 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。(P301+P330+P331)
 目に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。(P363)
 漏出物は回収すること。(P391)
 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
 施錠して保管すること。(P405)
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

応急措置

**保管
廃棄**

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学品名又は一般名

ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	案衛法番号	
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	18%	C ₃ C1 ₂ N ₃ O ₃ Na	(5)－1043	既存	2893-78-9
硫酸塩	非公開	情報なし	有	公表	有
ケイ酸塩	非公開	情報なし	有	既存	有
リン酸塩	非公開	情報なし	有	既存	有
炭酸塩	非公開	情報なし	有	既存	有
セスキ炭酸ナトリウム	10%	情報なし	(1)－164	既存	533-96-0

分類に寄与する不純物及び安定化添加物
労働安全衛生法

情報なし

名称等を通知するべき危険物及 セスキ炭酸ナトリウム（法令指定番号：332）び有害物（法第 57 条の 2、（10%）
施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9）

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚を速やかに洗浄すること。外観に変化が見られた場合は、必要に応じて医師の診断をうけること。

眼に入った場合

水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。
口をすすぐこと。気分が悪い時は、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

消火剤

大量の水

使ってはならない消火剤

粉末消火剤、泡消火薬剤。

特有の危険有害性

情報なし

特有の消火方法

情報なし

消火を行う者の保護

消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。
消火作業の際は、保護衣を着用し、眼、鼻、口を覆う保護具（ホースマスク等）を着用するのが望ましい。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

関係者以外は近づけない。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。

環境に対する注意事項

立ち入る前に、密閉された場合を換気する。
河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

危険でなければ漏れを止める。
大量の漏洩物の除去や廃棄処理の場合は専門家の指示による。

二次被害の防止策

可燃物（木、紙、油等）は漏洩物から隔離する。排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

情報なし

安全取扱注意事項

容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。

可燃物や酸化されやすい物質との混触を避けること。

皮膚との接触を避けること。

飲み込みを避けること。

粉じん、ヒュームの吸入を避けること。

取扱後は、手、顔等を良く洗い、うがいをする。

接触回避

『10. 安定性及び反応性』を参照。

衛生対策

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件

保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。

直射日光を避け、低温で換気の良い場所で保管する。

容器を密閉して換気の良い場所で保管する。

施錠して保管すること。

安全な容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

本製品を貯蔵しない取扱う作業者は洗眼器と安全シャワーを設置すること。管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具

呼吸器保護具を着用すること。

防塵マスク

手の保護具

保護手袋を着用すること。

眼の保護具

安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起りうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。

皮膚及び身体の保護具

顔面用の保護具を着用すること。

適切な保護具を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状态	その他
形状	粉体
色	白色
臭い	微臭
臭いのしきい（閾）値	データなし
pH	情報なし
沸点、初留点及び沸騰範囲	情報なし
引火点	データなし
燃焼又は爆発範囲	
下限	データなし
上限	データなし
n-オクタノール／水分配係数	情報なし
自然発火温度	情報なし
動粘性率	データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	常温、乾燥状態では安定。 水に溶解すると酸化性の次亜塩素酸を生じる。
危険有害反応可能性	アンモニア、アミン、酸化剤、還元剤、可燃性物質との接触に注意する。
避けるべき条件	高温、湿気。
混触危険物質	アミン、アンモニア、還元剤、酸化剤、可燃物質。
危険有害な分解生成物	加熱すると分解し、有毒ガス、蒸気（塩素系ガス、窒素酸化物等）を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性	情報なし
皮膚感作性	データなし

12. 環境影響情報

生態毒性	情報なし
オゾン層への有害性	データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方
-------	--

自治体はその処理を行なっている場所はそこに委託して処理する。
 関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

1 4. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

UN No.	3085
Proper Shipping Name	OXIDIZING SOLID, COORROSIVE, N. O. S.
Class	5.1
Sub Risk	8
Packing Group	II
Marine Pollutant	Applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	Not applicable

航空規制情報航

UN No.	3085
Proper Shipping Name	OXIDIZING SOLID, COORROSIVE, N. O. S.
Class	5.1
Sub Risk	8
Packing Group	II

国内規制

陸上規制

特になし

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

3085

品名

その他の酸化性物質（固体）（腐食性のもの）

国連分類

5.1

副次危険

8

容器等級

II

海洋汚染物質

該当

MARPOL73/78 附属書II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

航空規制情報

航空法の規定に従う。

国連番号

3085

品名

その他の酸化性物質（固体）（腐食性のもの）

国連分類

5.1

副次危険等級	8
緊急時応急措置指針番号	140

1 5. 適用法令

化審法	優先評価化学物質（法第2条第5項）
労働安全衛生法	名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9） 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	酸化性物質類・酸化性物質（危規則第3条危険物告示別表第1）
航空法	酸化性物質類・酸化性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）
港則法	その他の危険物・酸化性物質類（酸化性物質）（法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）
海洋汚染防止法	海洋汚染物質（施行規則第30条の2の3、国土交通省告示）

1 6. その他の情報

参考文献	14096の化学商品、化学工業日報社
その他	この情報は新しい知見により改訂されることがありますのでご了承ください。ここに記載された情報は、当社で調査できる範囲の情報であり、情報の正確さは保証するものではありません。化学品には予見できない有害性がありうるため取扱いには細心の注意を払ってください。本品の適正な使用については、使用者において行ってください。